

(目的)

第1条 この告示は、本市の業務委託（建設工事に関する調査、測量及び設計に係る業務を除く業務の委託をいう。）の入札の透明性及び競争性の向上を図るため、入札及び契約について公表することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加有資格業者の公表)

第2条 入札参加資格を有する者の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地

2 前項の公表は、入札担当課において作成した入札参加有資格業者名簿を閲覧に供するとともに、四国中央市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するものとする。

(予定価格の公表)

第3条 予定価格の公表の対象となる業務委託は、競争入札（地方自治法（昭和22年法律第64号）第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に付される全てのものとする。

- 2 予定価格の公表は、入札執行前に行うものとする。ただし、市長が特に認める業務委託については、この限りでない。
- 3 予定価格（前項ただし書に規定する業務委託に係るものを除く。以下この条において同じ。）の公表の時期は、入札の公告を公示した日又は指名通知を発した日とする。
- 4 予定価格の公表の方法は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 一般競争入札 当該業務委託に係る公告の写しを入札担当課において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する方法
- (2) 指名競争入札 当該業務委託に係る入札案内（様式第1号）を入札担当課において閲覧に供する方法

(入札結果の公表)

第4条 入札（当該入札により落札者が決定した場合に係るものに限る。以下この条において同じ。）の結果の公表の対象となる業務委託は、前条第1項に規定する業務委託とする。

- 2 入札の結果の公表項目は、業務名、業務場所、落札金額及び落札者の名称とする。
- 3 入札の結果の公表は、当該入札に係る落札者が決定した後、ホームページに掲載することにより行うものとする。

(契約結果の公表)

第5条 契約の結果の公表の対象となる業務委託は、第3条第1項に規定する業務委託とする。

- 2 契約の結果の公表項目は、業務名、業務場所、履行期間、入札日時、入札参加業者数、入札参加業者名、入札金額、落札者の名称、落札金額、予定価格、設計金額及び契約金額とする。
- 3 契約の結果の公表時期は、当該契約を締結した日とする。
- 4 契約の結果の公表は、当該入札の執行後5年を経過した日の属する年度の末日までの

間、入札執行表（様式第2号）の写しを入札担当課において閲覧に供することにより行うものとする。

（電子入札システムによる契約結果の公表）

第6条 えひめ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行った入札における契約結果については、前条第4項の閲覧のほか、電子入札システムにおいてもその結果を公表するものとする。

（随意契約）

第7条 第3条及び第5条の規定は、予定価格が50万円を超える随意契約について準用する。

（その他）

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

入札案内

業 務 名	
入 札 方 法	
入 札 日 時	
業 務 場 所	
発 注 担 当 課	
予 定 価 格	
参加資格又は 指名理由	

履行期間

